

2 源泉徴収の対象となる報酬・料金等の金額

報酬・料金等の性質を有するものは、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名目で支払うものであっても、源泉徴収を要します。

請求書
税理士〇〇〇〇
下記の通りご請求申し上げます。

報酬	¥100,000
<u>交通費</u>	<u>¥50,000</u>
合計	¥150,000

源泉徴収の対象となる「支払金額」には、交通費を含める？
含めない？

所得税基本通達

(報酬、料金等の性質を有するもの)

204—2 法第204条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。

よって、交通費を含めた、150,000円が源泉徴収の対象となります。

Q 交通費部分は、実際に経費として支払っているので手元にお金が残らないのに源泉徴収されるの？

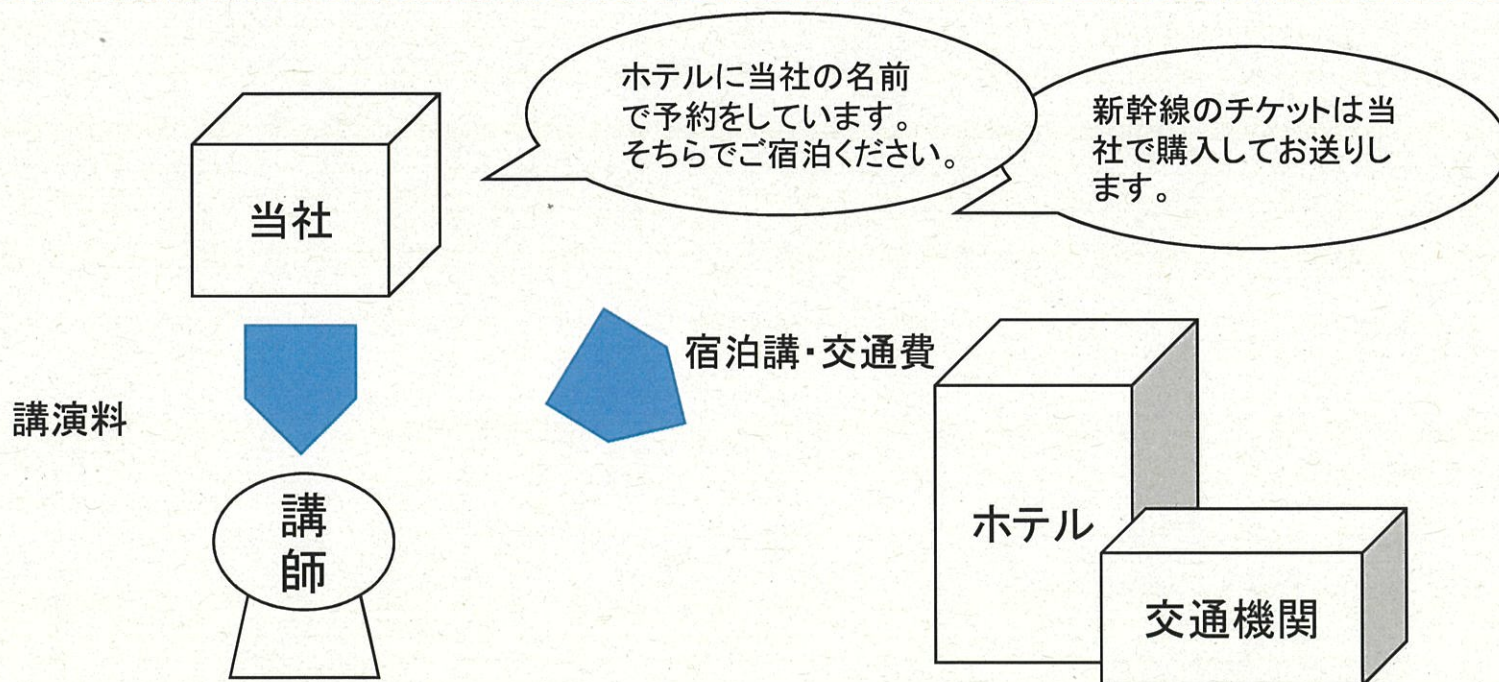
A 報酬・料金等の源泉徴収は支払額に対して行われます。つまり「利益」ではなくて「収入」を基準に源泉徴収されるということです。一方確定申告では「利益＝所得」に対して所得税が課税されます。交通費部分は必要経費として計上することができます。

交通費・宿泊費等を支払者から役務提供を行う者に支払うのではなく、支払者から交通機関やホテル等に直接支払う場合には、源泉徴収の対象としなくて差し支えないものとされています。

所得税基本通達

(報酬又は料金の支払者が負担する旅費)

204—4 法第204条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用を負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者(同項第5号に規定する事業を営む個人を含む。)に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204—2及び204—3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。



司法書士や弁護士等を通じて支払われた(立替払いがあった)ことが明らかな場合には、登録免許税や手数料等相当額については、源泉徴収の対象となりません。

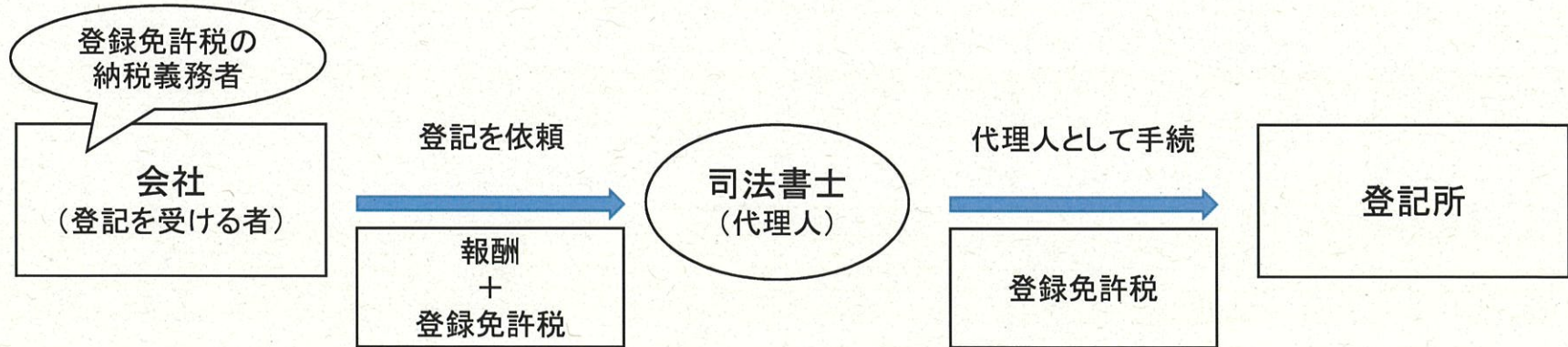
請求書
司法書士〇〇〇〇

下記の通りご請求申し上げます。

報酬	¥100,000
登録免許税	¥50,000
合計	¥150,000

源泉徴収の対象となる「支払金額」には、登録免許税を含める？含めない？

所得税基本通達
(登録免許税に充てるため支払われた金銭等)
204—11 法第204条第1項第2号に掲げる報酬又は料金の支払者が、同号に規定する者に対し委嘱事項に関連して支払う金銭等であっても、当該支払者が国又は地方公共団体に対し登記、申請等をするため本来納付すべきものとされている登録免許税、手数料等に充てるものとして支払われたことが明らかなものについては、同項の規定は適用しない。



源泉徴収の対象となる報酬・料金等に消費税及び地方消費税等(以下「消費税等」という。)が含まれている場合、原則、消費税等を含めた金額が源泉徴収の対象となりますが、請求書等で消費税等の額が明確に区分されている場合は、報酬料金の額を源泉徴収の対象とすることができます。

請求書
税理士〇〇〇〇
下記の通りご請求申し上げます。

報酬	¥100,000
消費税等	¥10,000
合計	¥110,000

源泉徴収の対象となる
「支払金額」は消費税等
込み？消費税等抜き？

消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて(法令解釈通達)【抜粋】

平成元年1月30日

3 報酬・料金等所得等に対する源泉徴収

…源泉徴収の対象とする金額は、原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた金額となる。ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合には、当該報酬・料金等の額を源泉徴収の対象とする金額として差し支えない。

- ① 請求書は発行されていないが領収書が発行されているときで、その領収書において、報酬・料金等の額と消費税等相当額とが区分されていることが明らかな場合
- ② 役務提供に関する契約書や覚書などにおいて、報酬・料金等の額と消費税等相当額とが区分されていることが明らかな場合
- ③ 振込の方法で報酬・料金等の支払が行われるため請求書や領収書等が発行されないような場合において、報酬・料金等の支払を受ける者から支払者に対して、報酬・料金等の額と消費税等相当額とを区分して請求する旨の意思表示が行われていることが書面等で源泉徴収義務者のもとにおいて確認できる状況となっている場合

報酬料金の額と消費税等の額が明確に区分されているとは？

- 「明確に区分されている場合」の例

請求書		
報酬	¥100,000	
消費税等	¥10,000	
合計	¥110,000	

請求書		
報酬	¥110,000	
(うち消費税等)	¥10,000	

$$\text{源泉徴収税額 } 100,000\text{円} \times 10.21\% = 10,210\text{円}$$

- 「明確に区分されていない場合」の例

請求書		
報酬	¥100,000	
消費税等	(10%)	
合計	¥110,000	

請求書		
報酬	¥110,000	
(うち消費税等)	10%	

$$\text{源泉徴収税額 } 110,000\text{円} \times 10.21\% = 11,231\text{円}$$